

# ビジネス・ブレイクスルー大学公的研究費等にかかる不正防止計画

## 本学の方針

ビジネス・ブレイクスルー大学は、本学の全ての構成員が公費を適正に使用または管理するため、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、不正を防止するための取組を全学的に推進する。

- ・ 学長のリーダーシップのもと、各責任者の責任と権限を明確にし、大学として責任ある体系を構築し、実行する。
- ・ 研究倫理教育の徹底および構成員の意識向上を推進する。
- ・ 公正かつ明瞭な経費執行を行い、法令やルールを遵守することを徹底する一方、合理的な理由がある場合にはその根拠を明らかにした上で柔軟かつ有効な対応を行い、教育研究活動を円滑に遂行することを目指す。

## I. 責任体系の明確化

### (1) 学長および副学長のリーダーシップ

学長は最高管理責任者として、不正防止にかかる基本方針を策定・周知し、本学における取組を適切に推進するためのリーダーシップを発揮する。

副学長および事務総長は統括管理責任者として、学長を補佐し、実質的な責任者として不正を発生させる要因の把握に努め、体系的な整理、評価を行い、不正防止計画を推進する。

### (2) コンプライアンス推進責任者の責任と権限

学部長、研究科長および研究費の支出に関係する事務を行う部局の責任者は、コンプライアンス推進責任者として、事務総長の指示に従い、不正防止計画を推進する。また、自己の管理監督する部局等において、研究費の管理・運営および不正行為等の防止のための具体的な対策を適切に実施し、構成員を適切に指導する。

### (3) 決裁手順および根拠の明確化

不正防止計画の実施や研究費の執行にかかる学内決裁手続きは、その手順および根拠を明確にし、公正明瞭に行う。

### (4) 学内の連携強化

学長を最高管理責任者とする学内ガバナンス体制、学内各部局の横断的連携を推進する。

## II. 不正を事前に防止するための取組

### (5) コンプライアンス教育の実施

研究の管理・運営に関わる全ての者は、本学が実施する研究に係るコンプライアンス教育を受講し、その内容を正しく理解した上で、学長に対し誓約書を提出する。

### (6) コンプライアンス教育の最適化

本学にとって最適なコンプライアンス教育となるよう、定期的に継続的かつ効果的な方策を実施する。

### (7) 取引業者への対応

本学の研究に係る不正防止に関する諸規則等を学外にも広く周知する。また、本学と取引を行う業者等においては、別に定める誓約書の提出等により、適切な取引を徹底する。

## III. 適切な執行に向けた取組

### (8) 諸規則等における方針

明確かつ統一された方針に基づいて、明確かつ詳細に諸規則等を制定し、全ての教職員および業者に周知する。

### (9) 諸規則等の適切な運用

研究の管理・運営に関わる全ての者が、上記の諸規則等を遵守した執行・管理を行うことを徹底する。また、諸規則等の解釈は、大学として統一的な運用を図る。

(10) 諸規則等の見直し

諸規則等と運用実態に乖離がないか、諸規則等が形骸化していないか、諸規則等に過不足や合理化・効率化できる余地はないか、常に諸規則等の点検と見直しを図る。

(11) 有効なモニタリング方法の確立と実施

実効性のあるモニタリングとして、不正が発生しやすい要因を分析することによりリスクに対する重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査を行うこととし、本学の実情に合わせた実施方法を策定する。また、内部監査によるモニタリングはもとより、コンプライアンス推進責任者の指示のもと、日常的なモニタリングについても推進する。

(12) 非常勤雇用者の適切な管理

雇用契約または業務委託契約と、成果物の確認を大学の事務担当者が行い、適切に管理する。

1 この方針は、2016年9月1日から施行する。

1 この方針は、2022年4月1日から施行する。